

| | |
|-------|---|
| 高知県公報 | 発行 |
| | 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ◎歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○基本測量の実施の通知 (用地対策課) | 3 |
| ○公共測量の実施の通知 (") | 3 |
| ○公共測量の終了の通知 (15件) (") | 3 |
| 公 告 | |
| ○令和5年度製菓衛生師試験の実施 (薬務衛生課) | 4 |
| ○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課) | 5 |
| ○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の 縦覧 (水産業振興課) | 5 |
| ○開発許可の特例に係る開発行為に関する 工事の完了 (都市計画課) | 5 |
| 高知県収用委員会公告 | |
| ○公示による送達 (4・18掲示) | 5 |
| 高知県労働委員会告示 | |
| ○あっせん員候補者の氏名等 | 6 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札 (令和5年度県庁ネット ワーク用機器 (L3SW等) の借入 れ) の公告 (デジタル政 策課) | 6 |

規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第42号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則 (昭和58年高知県規則第34号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県歯科技工士法施行細則

第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に改める。

第2条の見出し中「経由」を「経由等」に改め、同条第1項中「及び政令」を「又は政令」に、「第10条から第12条まで及び第16条に規定する書類」を「第10条、第11条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第16条の規定により提出するもの」に、「当該就業地」を「、当該就業地」に改め、同条第2項中「及び政令」を「又は政令」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

歯科技工所開設届

次のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により届け出ます。

| | | | |
|----------|----------------|--|--|
| 開設年月日 | 年 月 日 | | |
| 名称 | | | |
| 開設場所 | | | |
| 管理者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| 業務に従事する者 | 氏名 | | |
| | 免許証番号 | | |
| | リモートワークの有無 | | |
| | リモートワークの場合の連絡先 | | |
| 構造設備の概要 | | | |

- 注 1 「構造設備の概要」欄は、歯科技工士法施行規則第13条の2に規定する構造設備基準に適合していることを確認することができるように記入し、構造設備の平面図（縮尺200分の1以上）及び建物敷地周囲の見取図を添えてください。
- 2 管理者及び業務に従事する者の免許証の写しを添えてください。
- 3 開設後10日以内に届け出てください。
- 4 開設後10日を経過して届け出るときは、遅延理由書を添えてください。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

歯科技工所開設届出事項の変更届

次のとおり歯科技工所の開設届出事項に変更が生じたので、歯科技工士法第21条第1項後段の規定により届け出ます。

| | | |
|----------|-------|-----|
| 開設届出年月日 | 年 月 日 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |
| 変更が生じた理由 | | |
| 名称 | | |
| 開設場所 | | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

- 注 1 管理者又は業務に従事する者に変更が生じたときは、その者の免許証の写しを添えてください。
- 2 構造設備に変更が生じたときは、歯科技工士法施行規則第13条の2に規定する構造設備基準に適合していることを確認することができるように記入し、構造設備の平面図（縮尺200分の1以上）を添えてください。
- 3 変更後10日以内に届け出てください。
- 4 変更後10日を経過して届け出るときは、遅延理由書を添えてください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

歯科技工所休止（廃止・再開）届

次のとおり歯科技工所を休止しました（廃止しました・再開しました）ので、歯科技工
士法第21条第2項の規定により届け出ます。

| | |
|----------|-------|
| 名称 | |
| 開設場所 | |
| 開設届出年月日 | 年 月 日 |
| 休止等年月日 | 年 月 日 |
| 休止等をした理由 | |
| 休止予定期間 | |

- 注 1 休止、廃止又は再開後10日以内に届け出てください。
2 休止、廃止又は再開後10日を経過して届け出るときは、遅延理由書を添えてくだ
さい。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第226号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨
の通知を令和5年3月31日に受けたので、測量法（昭和24年法律
第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（地磁気測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
- 作業地域
室戸市

高知県告示第227号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のと
おり公共測量を実施する旨の通知を令和5年3月31日に受けたの
で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同
法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月10日から同年11月30日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町浮鞭地内

高知県告示第228号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年5月
高知県告示第492号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測
量が令和5年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法
（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第
3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第229号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年5月
高知県告示第493号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測
量が令和5年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法
（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第
3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

| |
|--|
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第230号 |
| 高知県土木部幡多土木事務所長から令和4年5月高知県告示第558号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 |
| 令和5年4月21日 |
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第231号 |
| 高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年8月高知県告示第677号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 |
| 令和5年4月21日 |
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第232号 |
| 高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年8月高知県告示第679号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 |
| 令和5年4月21日 |
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第233号 |
| 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和4年8月高知県告示第700号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 |
| 令和5年4月21日 |
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第234号 |
| 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から令和4年8月高知県告示第703号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 |
| 令和5年4月21日 |
| 高知県知事 濱田 省司 |
| 高知県告示第235号 |
| 高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和4年8月高知県告示第705号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月7日に終わった旨の通知があったので、測量 |

法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第236号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年9月高知県告示第749号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月24日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第237号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年9月高知県告示第752号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第238号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年9月高知県告示第753号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第239号

高知県土木部高知土木事務所長から令和4年9月高知県告示第754号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第240号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和4年10月高知県告示第793号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第241号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年11月高知県告示第845号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年2月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第242号

高知県土木部高知土木事務所鏡ダム管理事務所長から令和5年2月高知県告示第52号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和5年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時
令和5年7月12日（水）午後2時から午後4時まで
- 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 受験願書の提出期間
令和5年6月1日（木）から同月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和5年6月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
（1） 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
（2） 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 合格者の発表
令和5年7月26日（水）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、杉田ダム土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 前田 光一 | 香美市土佐山田町楠目40番地ロ |
| 〃 | 水田 考行 | 〃 土佐山田町佐野966番地 |
| 〃 | 岩崎 昭雄 | 〃 土佐山田町旭町三丁目1番28号 |
| 〃 | 渡邊 晃充 | 〃 土佐山田町佐野273番地 |
| 〃 | 岩井 隆雄 | 〃 土佐山田町大平470番地 |
| 〃 | 堤 倫子 | 〃 〃 179番地 |
| 〃 | 前田 忠志 | 〃 土佐山田町佐野886番地 |
| 〃 | 山崎 幹雄 | 〃 〃 868番地 |
| 〃 | 倉橋 博文 | 〃 土佐山田町楠目1572番地 |
| 〃 | 門脇 通義 | 〃 〃 1246番地 |
| 〃 | 楠目無事男 | 〃 〃 1082番地 |
| 〃 | 山崎 勳 | 〃 〃 336番地4 |
| 〃 | 大石 幸雄 | 〃 〃 32番地4 |
| 〃 | 西村 若水 | 〃 土佐山田町山田1644番地のイ |
| 監事 | 川村 茂明 | 〃 土佐山田町本村171番地 |
| 〃 | 吉村 雅 | 〃 土佐山田町大平577番地 |
| 〃 | 石川 純生 | 〃 土佐山田町山田1724番地 |

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|--------------------|
| 理事 | 岩崎 昭雄 | 香美市土佐山田町旭町三丁目1番28号 |
| 〃 | 渡邊 晃充 | 〃 土佐山田町佐野273番地 |
| 〃 | 堤 倫子 | 〃 土佐山田町大平179番地 |
| 〃 | 吉村 泰典 | 〃 土佐山田町宮前町1番12号 |
| 〃 | 前田 忠志 | 〃 土佐山田町佐野886番地 |
| 〃 | 山崎 幹雄 | 〃 〃 868番地 |
| 〃 | 水田 考行 | 〃 〃 966番地 |
| 〃 | 倉橋 博文 | 〃 土佐山田町楠目1572番地 |
| 〃 | 小川 清之 | 〃 〃 1550番地 |
| 〃 | 小松 一成 | 〃 〃 302番地5 |
| 〃 | 山崎 勳 | 〃 〃 336番地4 |
| 〃 | 楠目無事男 | 〃 〃 1082番地 |
| 〃 | 大石 幸雄 | 〃 〃 32番地4 |
| 〃 | 西村 若水 | 〃 土佐山田町山田1644番地のイ |
| 監事 | 吉村 雅 | 〃 土佐山田町大平577番地 |

〃 川村 茂明 〃 土佐山田町本村171番地
〃 前田 幸利 〃 土佐山田町佐野1164番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、米奥土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 中平 敏久 | 高岡郡四万十町米奥922番地 |
| 〃 | 武田 幸栄 | 〃 〃 〃 909番地 |
| 〃 | 市川 正司 | 〃 〃 〃 896番地 |
| 〃 | 武田 明彦 | 〃 〃 〃 1125番地 |
| 〃 | 中平 謙一 | 〃 〃 〃 491番地 |
| 〃 | 中平 克喜 | 〃 〃 〃 473番地 |
| 監事 | 武田 嘉穂 | 〃 〃 〃 1498番地 |
| 〃 | 武田 雅博 | 〃 〃 〃 904番地 |

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 中平 敏久 | 高岡郡四万十町米奥922番地 |
| 〃 | 武田 幸栄 | 〃 〃 〃 909番地 |
| 〃 | 市川 正司 | 〃 〃 〃 896番地 |
| 〃 | 武田 明彦 | 〃 〃 〃 1125番地 |
| 〃 | 中平 謙一 | 〃 〃 〃 491番地 |
| 〃 | 中平 克喜 | 〃 〃 〃 473番地 |
| 監事 | 武田 雅博 | 〃 〃 〃 904番地 |
| 〃 | 松井 利廣 | 〃 〃 〃 448番地3 |

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第11項において準用する同条第5項の規定に基づき、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案について意見がある者は、当該縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
室戸岬沖地区特定漁港漁場整備事業計画
- 2 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧場所
高知県水産振興部水産振興課、高知県安芸福祉保健所、高

知県須崎農業振興センター、高知県室戸漁業指導所、高知県中央漁業指導所、高知県土佐清水漁業指導所、高知県宿毛漁業指導所及び高知県幡多土木事務所並びに高知市役所、室戸市役所、安芸市役所、南国市役所、土佐市役所、須崎市役所、宿毛市役所、土佐清水市役所、四万十市役所、香南市役所、東洋町役場、奈半利町役場、田野町役場、安田町役場、芸西村役場、中土佐町役場、四万十町役場、大月町役場及び黒潮町役場

3 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧期間

令和5年4月21日から同年5月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみなされる者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

| 開発協議番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名 |
|------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 令和5年2月1日 4高西土第2918号 | 高岡郡佐川町加茂字 ヅルメキ2609-5ほか25筆 | 高知市江陽町2番2号 四国地方整備局土佐国道事務所 所長 岡本 雅之 |

取 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。なお、当該書類を受領しないときは、令和5年5月9日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

令和5年4月18日（掲示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
令和5年4月5日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
安芸郡北川村柏木字丸山817番口の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
米国ニューヨーク州ニューヨーク 松浦 有紀子

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

令和5年4月21日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

| 氏名 | 現職等 | 委嘱年月日 |
|-------|---|------------|
| 下元 敏晴 | 弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員） | 昭和56年2月2日 |
| 川田 勲 | 高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員） | 平成6年3月25日 |
| 藤原 潤子 | 特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員） | 平成14年3月18日 |
| 高林 藍子 | 弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員） | 令和2年3月18日 |
| 参田 敦 | 弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員） | 令和4年3月18日 |
| 戸田 京子 | 高知県労働委員会事務局長 | 令和5年4月6日 |
| 小松 正延 | 高知県労働委員会事務局次長 | 令和3年4月1日 |
| 片岡 信和 | 高知県労働委員会事務局審査調整員 | 令和5年4月6日 |
| 池澤 研吉 | 日本労働組合総連合会高知県連合会会長 高知県労働委員会委員（労働者委員） | 平成26年7月3日 |

| | | |
|-------|---|------------|
| 筒井 敬二 | 高知県労働組合連合会執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員） | 平成28年3月18日 |
| 市川 稔道 | 日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員） | 令和2年3月18日 |
| 佐々木 徹 | 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟高知県支部支部長 高知県労働委員会委員（労働者委員） | 令和4年3月18日 |
| 山岡 千佳 | 情報産業労働組合連合会高知県協議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員） | 令和4年3月18日 |
| 加藤 稔 | 株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員） | 平成24年3月19日 |
| 三宮 昌子 | 株式会社高知銀行常務取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員） | 平成30年3月20日 |
| 片山 弘紀 | 株式会社ミロクテクノウツド代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員） | 令和4年3月18日 |
| 沖田 良二 | 高知県経営者協会理事 高知県労働委員会委員（使用者委員） | 令和4年3月18日 |
| 丸岡 昭仁 | 入交グループ本社株式会社常任監査役 高知県労働委員会委員（使用者委員） | 令和4年12月1日 |

入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量
令和5年度県庁ネットワーク用機器（L3SW等） 一式
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入物品の借入期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
 - (4) 借入物品の納入期限
令和6年2月29日
 - (5) 借入物品の納入場所
高知県総務部デジタル政策課
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加

| | | |
|--|--|--|
| <p>者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高知県総務部デジタル政策課 電話番号088-823-9773</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和5年4月21日（金）から同年5月31日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和5年4月21日午前9時から同年5月31日午後5時までの間に高知県総務部デジタル政策課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和5年6月1日（木）午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年5月30日（火）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和5年5月18日（木）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格が</p> | <p>あることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年5月10日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Network equipments to be used in the government office</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 18 May 2023</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Thursday 1 June 2023</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on</p> | <p>Tuesday 30 May 2023</p> <p>(5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9773</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> |
|--|--|--|